# 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 佐世保市実行委員会設立及び会則について

第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭を令和7年に開催するにあたり、佐世保市における開催準備、運営、実施等に必要な事業を行うため、国民文化祭開催要綱(文化庁)に基づき、「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐世保市実行委員会」を設立する。(役員および委員は別紙のとおり)

# 【参考】

- □ ○国民文化祭開催要綱(抜粋)
  - 6 国民文化祭実行委員会
  - (7) 文化祭の開催のために必要な企画を行い及びこれを実行するため、開催地の地方公共団体は国民文化祭地方公共団体実行委員会(以下「地方公共団体実行委員会」という。)を組織する。

# 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 佐世保市実行委員会 立ち上げについて

設立時期: 令和5年12月

設立目的: 国文祭の開催に向けた、事業企画、運営。関係機関・団体との連絡調整。

委員構成: 別紙のとおり

開催時期: ①令和5年12月 第1回実行委員会(発足、R5予算、実施計画検討の進め方)

(議事案) ②令和6年4月 第2回実行委員会(R5決算、R6予算(実施計画(案)の決定、広報について))

 ③令和7年4月
 第3回実行委員会(R6決算、R7予算)

 ④令和8年3月
 第4回実行委員会(R7決算、解散)

#### 組織図:

#### 国文祭

#### 「佐世保市」実行委員会

#### 実行委員

- ・実施事業に関する意思決定
- ・関係機関/団体との連絡調整

#### ワーキンググループ

- ・市町プログラムの企画・実施
- ・関係機関/団体との連絡調整

#### 事務局

- ・全国大会の受け入れ
- ・広報、実行委員会・WGの運営

#### 実施事業 (想定)

- ・全国大会
- ・市町プログラム
  - ・事務局調整事業
  - · 各団体実施事業
- ・広報
  - ・WEBサイト・チラシ等
  - ・冠事業など

# 補助金 負担金

#### 国文祭

#### 「長崎県」実行委員会

- Í●開閉会式
- ●民間との連携事業
- ●障害者芸術・文化祭 ●県主催事業

# 佐世保市(関係課)

佐世保地域文化事業財団

全国大会実施団体

市町プログラム実施団体

# 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術·文化祭 佐世保市実行委員会会則

#### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 本会は、「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐世保市実行 委員会」(通称は「ながさきピース文化祭2025佐世保市実行委員会」。以下、「実行 委員会」という。)と称する。

#### (目的)

第2条 実行委員会は、第40回国民文化祭(以下、「国民文化祭」という。)、第25回 全国障害者芸術・文化祭(以下、「全国障害者芸術・文化祭」という。)の開催に当た り、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭長崎県実行委員会と連携 し、主催事業等の開催準備、運営、実施等に必要な事業を行うことを目的とする。

#### (事業)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。
  - (1) 国民文化祭、全国障害者芸術文化祭の開催に必要な企画及び運営に関すること
  - (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること
  - (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること

#### 第2章 組織

#### (組織)

- 第4条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 会長は、佐世保市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
  - (1) 関係機関及び団体の役職員
  - (2) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者
- 5 会長は実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は不在のときは、副会長がその職 務を代理する。

#### (監事)

第5条 実行委員会に、監事を置く。

- 2 監事は、会長が委嘱する。
- 3 監事は、実行委員会の会計その他の事務を監査する。

#### (任期)

- 第6条 会長、副会長、委員及び監事の任期は、第15条の規定に基づき、実行委員会が解散する日までとする。ただし、会長、副会長、委員及び監事が就任時の機関又は団体の役職を離れたときは、その時点で職を失い、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。
- 2 前項の規定(ただし書を除く。)にかかわらず、特別の事情があるときは、この限りでない。

#### 第3章 会議

#### (会議)

第7条 実行委員会の会議として総会を置く。

#### (総会)

- 第8条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 会則の制定及び改廃に関する事項
  - (2) 国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の準備、運営及び実施に関する事項
  - (3) 実行委員会の予算及び決算に関する事項
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催に 係る重要な事項
- 4 総会は、委員(副会長を含む。以下、この条において同じ。)の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 5 総会の議事は、出席した委員(代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む)の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決 し、総会の議決に代えることができる。
- 7 会長は、必要があるときは、委員以外の者に総会への出席を求めることができる。

#### (ワーキンググループ)

- 第9条 会長が必要と認めるときは、実行委員会にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、実行委員会の委員及び委員以外の者から、個別具体の主催

事業等の企画・実施に参画する者をもって組織する。

- 3 ワーキンググループは、会長が必要と認める事項について協議し、又は決定し、その結果について事務局を通じて総会に報告する。
- 4 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第4章 会長の専決処分

#### (会長の専決処分)

- 第10条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、その議決すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りではない。

#### 第5章 事務局

#### (事務局)

- 第11条 実行委員会の事務を処理するため、佐世保市企画部文化国際課内および公益 財団法人佐世保地域文化事業財団内に置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

#### (会計)

- 第12条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の経理業務は、事務局業務として公益財団法人佐世保地域文化事業財団 にて行う。
- 3 実行委員会の会計に関しその他必要な事項は、会長が別に定める。

#### (会計年度)

第13条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (監査)

第14条 監事は、実行委員会の決算について監査し、総会に報告しなければならない。

#### 第7章 解散

#### (解散)

第15条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散する。

## (残余財産の帰属)

第16条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、佐世保市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

## (補則)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

# 附則

# (施行期日)

1 この会則は、令和5年12月4日から施行する。

#### (経過措置)

2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

# 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭 佐世保市実行委員会 組織(案)

# 1) 実行委員

役職	No.	所属	所属の役職	氏名
会長	1	佐世保市	市長	宮島 大典
副会長	2	佐世保市議会	議長	林 健二
副会長	3	佐世保市	副市長	西本 眞也
副会長	4	佐世保市	副市長	田中 英隆
副会長	5	(公財)佐世保地域文化事業財団	理事長	永元 太郎
委員	6	佐世保市教育委員会	教育長	陣内 康昭
委員	7	佐世保文化協会	会長	小西 宗十
委員	8	佐世保美術振興会	会長	大村 哲史
委員	9	佐世保商工会議所	会頭	金子 卓也
委員	10	(公財)佐世保観光コンベンション協会	理事長	辻 宏成
委員	11	佐世保市身体障害者団体連合会	会長	上田 崇仁
委員	12	佐世保地区障がい者就労支援協議会	会長	菅野 泰正
委員	13	佐世保市文化振興委員会	委員長	森下 潤一
委員	14	佐世保市	企画部長	杉本 和孝
委員	15	佐世保市	保健福祉部長	辻 英樹
委員	16	佐世保市	観光商工部長	長嶋 大樹
監事	17	(公財)佐世保観光コンベンション協会	事務局長	蓮田 尚
監事	18	佐世保市	会計管理者	中嶋 康子

# 2) ワーキンググループ

市町プログラムの企画・実施に関わる団体の実務者により構成。 実行委員会名で実施する事業の実態として、ワーキンググループ内の団体が実働する。

# 3)事務局

事務局長	佐世保市企画部文化国際課長 山田 哲也
事務局員	佐世保市企画部文化国際課
<b>学</b> 物例只	(公財)佐世保地域文化事業財団